

■相談窓口の設置や相談員の配置に関する国の関与について（他分野との比較）■

	主な分類	保健所 ¹ ④
自治事務	① 国は設置等の基準の「目安」を設けず、財政面の支援も行わない。	
	② 国は設置等の基準の「目安」を設けないが、財政面の支援を行う。 例：○地方消費者行政活性化交付金における財政支援	
法定受託事務	③ 国は設置等の基準の「目安」を設け、財政面の支援を行う。	<p>(保健所)</p> <p>○保健所は、都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。(地域保健法第 5 条第 1 項) → 上記地方公共団体は、その区域(都道府県にあつては、前条に規定する市又は特別区の区域を除く。)をいずれかの保健所の所管区域としなければならない。(地域保健法施行令第 2 条)</p> <p>○都道府県は、保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 2 項第 10 号に規定する区域及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 118 条第 2 項第 1 号に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。(地域保健法第 5 条第 2 項)</p> <p>○厚生労働大臣が定める「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成 6 年 12 月 1 日厚生省告示第 374 号)」において、保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項が規定されている。</p> <p>(職員)</p> <p>○保健所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。(地域保健法第 10 条、地域保健法施行令第 4 条、第 5 条)</p> <p>○保健所の所長は、医師であつて、次の各号のいずれかに該当する法第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員でなければならない。</p> <p>① 3 年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者</p> <p>② 厚生労働省組織令(平成 12 年政令第 252 号)第 135 条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者</p> <p>③ 厚生労働大臣が、前 2 号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めたる者</p> <p>(地域保健法施行令第 4 条第 1 項、第 2 項)</p> <p>(財政措置)</p> <p>○国は、保健所の施設又は設備に要する費用を支出する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の全部又は一部を補助することができる。</p> <p>(地域保健法第 15 条、地域保健法施行令第 9 条、第 12 条)</p> <p>○なお、保健所に関する経費は、衛生費の中で、地方交付税交付金の基準財政需要額に算入されている。</p>
	④ 国は設置等の基準(義務的なもの)を設け、財政面の支援を行う。	
⑤ 消費者生活相談業務を法定受託事務化し、国は設置等の基準を設け、それを満たすための財政面の支援を行う。		
国の直轄事業	⑥ 国の事業として予算・人員を配分。	

1 ここでは、地域保健法によって保健所が処理することとされている事務のうち、自治事務について整理した。なお、保健所の事務は多岐に渡っており、例えば、浄化槽法、健康増進法、薬事法、検疫法等に基づく事務は、法定受託事務とされている。